

円滑な変更協議に資するため、直轄工事受注者(港湾空港関係)からの問合せや相談への対応を行う『変更契約に関する相談窓口』を本局(港湾空港部)に設置しました。
相談窓口の対象工事は、港湾空港関連(本官・分任官)工事です。
問合せ・相談は、下記のメールアドレス宛に提出するか、又は面談にも対応します。

書面又は面談による
問合せ・相談

